

■施設の利用基準

当施設は市民の生涯学習の推進に資するための拠点として設置されたものです。

施設の利用目的外である次の場合は利用できません。

- ①営利を目的とした活動を行う場合
- ②特定の政党を支持する活動を行う場合
- ③宗教の布教活動を行う場合
- 営利目的の活動を行う場合、特定の政党を支持する活動を行う場合、宗教の布教活動を行う場合、施設をご利用できません。

①民間企業が利用する場合

- ・利用できる場合
民間企業が生涯学習を目的とした利用である場合
- ・利用できない場合
商品やサービス等の販売、斡旋、勧誘、宣伝、もしくはこれらに類する場合

②特定の政党を支持する活動の場合

- ・利用できない場合
特定の政党を支持するまたは不特定多数の人を勧誘する活動を行う場合
- ・利用できる場合
政治的教養の向上を図るための学習機会として実施する場合
例) 政策勉強会、講演会、議会報告書など

③宗教の布教活動を行う場合

- ・利用できない場合
特定の宗教を支持するまたは不特定多数の人に布教活動を行う場合
- ・利用できる場合
文化・教養として宗教を学習する機会として実施する場合
例) 宗教の教義の勉強会、研修会など

民間企業が利用する場合の例

事 例	利用の可否
民間企業等が社員研修、社員教育で使用	○
民間企業等が会社説明会、面接会場で使用	○
民間企業等が講演会、講習会、音楽会、研究会を開く（生涯学習が目的）	○
民間企業等が商品等の販売、斡旋、勧誘、宣伝のために使用	×
民間企業等がセミナーなどと称して無料相談会を開くが、実際は自社商品の販売目的で利用	×
民間企業等が住宅販売のための説明会を開く	×
民間企業等がマンション建設にあたっての住民説明会を開く	○
民間企業等がマンション入居者へ入居にあたっての説明会を開く	○
民間社会教育事業者（学習塾やカルチャーセンターなど）、学校法人が活動の場や学校説明会などで使用	○
塾や着物学院などが学習成果の発表会や展示会を開催	○
法律事務所や建築事務所が一般市民を対象に法律相談や建築相談を行う	○